

社会福祉法人たんぽぽ福社会役員等の報酬等の支給の基準

(目的)

第1条 当基準は、社会福祉法人たんぽぽ福社会（以下「当法人」という。）の役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員の報酬等について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 当基準において役員とは、当法人の理事及び監事をいい、評議員並びに評議員選任・解任委員と併せて役員等という。

(報酬)

第3条 定款第8条第1項の定めにより、評議員に対して報酬を支給しない。

2 定款第21条第1項の定めにより、理事及び監事に対して報酬を支給しない。

3 評議員選任・解任委員会の運営に関する細則第8条第1項の定めにより、評議員選任・解任委員に対して報酬を支給しない。

(費用弁償)

第4条 定款第8条第2項及び旅費規程の定めるところにより、評議員に対して費用を弁償することができる。

2 定款第21条第2項及び旅費規程の定めるところにより、理事及び監事に対して費用を弁償することができる。

3 評議員選任・解任委員会の運営に関する細則第8条第2項及び旅費規程の定めるところにより、評議員選任・解任委員に対して費用を弁償する。

(当基準の変更)

第5条 当基準の変更は、社会福祉法第45条の3第2項の定めるところにより、評議員会の承認を受けなければならない。

(附則)

第6条 この基準は、平成29年4月1日より適用する。